

パリ大学の組織の発展について*

——対托鉢修道士抗争を中心として——

大森定光

The Development of the Constitutions of the University of Paris
in its Early Days

—Chiefly in Reference to Conflict with Friar Masters—

By

Sadamitsu OHMORI

The university of Paris developed and established its constitutions through many conflicts with in- and outside powers. Among these the conflict with the friars seems particularly important. On this occasion the university had to struggle without any patron and almost for itself not only against the inside antagonists, the friar masters, but the Papacy and the royalty.

The university was urgently forced to strengthen its solidarity as a guild and to create its united leadership. Even after the conflict was over, this tendency persisted long and with high potential. And under such circumstances the university constitution headed by the rector came to be established, who was essentially but the head of the artists only. In the present report this writer will look into the process of the conflict and consider a subjective condition for the rise of a university.

はじめに

本稿はパリの教師ユニヴェルシタースの組織の発展を、ことに対托鉢修道士抗争との関連において考察する。パリ司教座のチャンセラーからライセンスを受けて神学や法学、学芸学などを講義していた教師たちが結成したギルドから、パリ大学は発展した。この教師ギルド＝ユニヴェルシタースは、市民、司教座、フランス王権などと闘争を重ねながら、そのつど何らかの重大な特権を獲得、あるいは確立してゆく。これらの諸特権は西欧中世の社会のなかに制度化されてゆき、そんなかたちで大学の社会的地位は確立されていった。これらの闘争はまた、ユニヴェルシタースの組織の発展を促し、教皇権および皇帝権と並ぶ汎ヨーロッパ的権威を持つにいたった大学の、その質量を支える内部構造をつくり出す機縁ともなった。

この、組織の確立という面で、托鉢修道士教師との抗争はとりわけ重大な意味をもっている。それは、いわば内部抗争であったし、また、ユニヴェルシタースが初めて教皇座とも対立して、自分の力だけで戦った。

*水産大学校研究業績 第798号、1977年6月10日受理。
Contribution from the Shimonoseki University of Fisheries, No. 798.
Received June 10, 1977.

闘争であった。ユニヴェルシタースはいろいろな内部矛盾を越えて総力を結集し、ギルドとしての結合と統制の強化を図らねばならなかった。そして、このとき生み出された、ユニヴェルシタースの統轄権を集中しようとする慣性は抗争の終結後も持続し、学芸学ファクルタースの長=レークトルを首長とするユニヴェルシタースの構造が確立されるにいたる。

13世紀以降、パリ大学が西欧の政治や宗教の面で振った影響力は大変なものであった。その要因としてはいろいろのことが挙げられる。だが、ひきょう、それに堪える主体的力量あつてのことであり、それを支える強固な内部組織を確立したことがパリ大学にかかる地位を保障した基本的な条件であった。本稿はこうした視点から托鉢修道士との抗争と、それ以後の組織発展を考察するのである。

なお、この論述と理解のためには、ユニヴェルシタースのそれまでの発展の経過や事情がやや詳しく述べられる必要があると考えられた。第一章が、いわば序論に相当する部分でありながら、長くなったのはそのためである。また、過度と考えられるほどの引用付注は、原典資料に拠ることが極めて困難であるこの研究の性質にある。すなわち、筆者は、このような原典資料を十分に使い、それを駆使して打ち出された Denifle や Rashdall の見解や説明をできるだけはっきりと明記し、参照の便をはかる必要と義務があると考えたのである。

第一章

12世紀初頭、パリは商業および政治の両面で、西欧を括約する大都市に発展していた。それは、封建制を確立した西欧が膨脹と流動の渦のなかに入り、人心が精神的にも物質的にも新しい地平を求める冒険に駆られていた時代でもあった。鋭利な弁証法を縦横に駆使する天才児アベラールの華麗な活動は全ヨーロッパから学徒の大群を引き寄せ、以後、パリは北方ヨーロッパの学術活動の中心ともなった。知識を求め、あるいは都市の歓楽に憧れて、ヨーロッパ中の若者たちがこの町にやって来た。この若者たちを相手に教師をしようとする者も当然多くなった。教師をするにはマスターのライセンスが必要であったが、やがて実際に教職につかなくともこの資格だけは取ろうという者も増大した。これが学識の表示としても大いに役立ったからである。

ところで、このライセンスを与えていたのは、当時の慣行にしたがって、司教座の一バリの場合はノートルダム聖堂の一チャンセラーだった¹⁾。チャンセラーは司教座の参事会の印璽を保管し、またはこれを押印する必要のある文書や記録を草する官であつて、職務柄、通常、当時としては高い学識をもつ人がこれに任じていた。教師にライセンスを与えるかれは、また、この教師や学生たちを統督する強大な権限を持っていた²⁾。一方、ライセンスを受けた教師たちはそれぞれ、この聖堂のまわりに、自宅あるいは借家などを用いて学校を経営し、学生を集めて授業をしていたのであつた。学生がふえ、学校がふえと、聖堂周辺の土地は手狭になるし家賃もあがった。教師たちはやがて橋の上にノートルダム聖堂はセーヌ川の中のシテ島にあり、左岸にプティボン橋がかかっていた一、さらには対岸地区に学校を開き始めた。これはチャンセラーにとり好ましくない事態であつた。かれのライセンス授与と統督の権限は同聖堂の司教管区内にしか及ばなかつたからである³⁾。この傾向が進んだ13世紀初頭から、チャンセラーと教師たちの争いは目立ってくる。

それにしても司教座のチャンセラーはその権限を濫用しすぎた。かれらはライセンスの授与にあたり、謝礼の強要とか賄賂とかの売買同様の行為をしたり、適格者に恣意的に拒否するなどのことをした。また、些

1) Bi, p. 281.

2) A, ss. 685~687; Bi, pp. 304~305

3) A, s. 662.

細な罪科で学生を自分の私牢にぶちこみ、免赦にあたり高い金を取るなどもした。幾度かの警告の後、1179年には、第三回ラテラン公会議はこのようなライセンス授与慣行を禁じ、適格な申請者にはすべて無条件でライセンスを与えるよう命じ、チャンセラーのライセンス授与上の自由裁量権を厳しく制限した⁴⁾。

12世紀は西欧中に団体化衝動が高揚した時期でもあった。人々はコミュニオンに結集し、ギルドをつくり、多様な団体を結成した⁵⁾。パリの教師たちも同業者団体を結成した。その端緒になったのは *inceptio* と呼ばれた儀式であったという。これは新人が実際にその職務遂行に入る行為と、恩師およびその他の現職メンバーによる加入承認の行事とからなる慣行だった⁶⁾。ライセンス授与はチャンセラーの専掌するところであったが、教師たちのギルド意識は高まり、同時にこの *inceptio* の意味も次第に重要度を加え、後にはライセンスとならんで教職活動に入るのに不可欠な厳粛な儀式になっていった⁷⁾。このような経過の一時点で教師たちの団体結成は生じたのであり、12世紀の70年代のころと推定される⁸⁾。

教師たちのこの団体は、当初は不文の慣行に拠る互助親睦的なものにすぎず、相互扶助や同僚の葬儀、服装のこと、借家その他の料金のつり上げや不当侵害などに対する集団防衛などのことが合意内容となっていたようである。しかし、そうはいてもギルド団体である。司教座やチャンセラーにとって好ましかろうはずはない。まず、かれらがライセンスの授与とか懲戒などから得ていたかなり魅力的な収入が脅かされる。それに、粗暴で酒好きで喧嘩早く、いつも問題を起こしている年若い学生たちの管理のこともある⁹⁾。教師たちが管区外に学校を経営する傾向も由々しい問題である。何よりもギルド統制権と教会の統督権が両立するはずがない。多分、幾度かのいざこざの後、チャンセラーは、ライセンス授与に際し、候補者から自分への服従の誓約を取り始めた¹⁰⁾。まだひ弱いこの学徒団体＝ユニヴェルシタースにとりこれは致命的な攻撃であった。教師たちは教皇座に訴え出、救済を求めた。1212年、インノセント三世はチャンセラーに、「講義ライセンスを授与するにあたり、パリで講義しようとする何人からも忠誠あるいは服従の誓約、あるいはその他のどんな保証をも要求してはならないし、さらに、すでにとられた誓約は解かれるよう」と命じた。また、同チャンセラー在任中と限定されてはいたが、ライセンス候補者推薦権を各ファクultasに与え、推薦されたすべてにライセンスを与えるよう命じた。学生たちに対するチャンセラーの司法権の濫用、ことに軽々の投獄も同時に禁じられた¹¹⁾。

その三年後の1215年、教皇使節ロバート・クールソンはパリの学校に初めて包括的な規則を制定した。それは、ライセンス取得のために必要な年令や修学年限、カリキュラム、講義上のきまり、服装や葬儀、家賃賃借料などとならんで、次のような規定を含んでいた。各教師にかれの学生に対する裁判権を与えること。金銭の供与や約束、あるいはその他の何らかの条件のもとでライセンスを受けてはならないこと。ユニヴェルシタース防衛のために、学徒に殺害や肢体切断その他の重大な侵害のある場合、また裁判が遅い場合などには、教師や学生その他の関係者間で信約や罰刑あるいは誓約によって裏打ちされた強制規則や憲章を制定してもよいこと、等々¹²⁾。

パリの学校の骨格とユニヴェルシタースの基本的権利はこのように教皇座の聖認を受けた。だが、教師や学生たちを支配下に置きたいというパリ教会の願望は熾烈であった。司教やチャンセラーは教皇座の指令も

4) B i, p. 281; C, p. 21.

5) この時期の時代背景については、B, D, L, M, N その他の書を参考としている。

6) B i, p. 284.

7) B i, p. 306.

8) A, s. 68 and s. 131; B i, p. 292.

9) この点に関しては、C, pp. 78~80 参照。

10) B i, p. 308.

11) B i, pp. 308~309 and p. 308 n. 3.

12) C, pp. 28~29.

ものかわ、独断的なライセンスの授与や拒否、あるいは学生に対する苛酷な投獄や金銭懺悔などを続けた¹³⁾。そして、教師や学生が団体的存続を守るために自分たちの規則を定め、その遵守を誓約したとき、これをパリ教会に対する謀反だとして、ユニヴェルシタースを一括破門してしまった。1219年のころであり、ユニヴェルシタースの圧殺を狙ったのである。危地に陥った教師と学生たちは今度も教皇座に訴え出た。1219年、教皇ホノリウス三世はパリ司教に勅書を送り、チャンセラーの私牢の即刻廃止と、教皇座の許可もないユニヴェルシタースの一括破門の非を申し渡した。同趣の勅書は1222年にも再度出されている¹⁴⁾。

インノセント三世とホノリウス三世の上述のような好意的介入によって、ユニヴェルシタースは危地を脱した。しかも、この抗争の間に、事態の進行に対応しながら、ユニヴェルシタースの組織化は進み、団体的地位も固まっていった。1210年ころにはごく簡単な最初の規則が成文されたらしい¹⁵⁾。また同じころ、教師たちは訴訟で団体を代表するための長を選ぶ権利を教皇から認められ、ユニヴェルシタースとして「訴えかつ訴えられる」権利を獲得した¹⁶⁾。1220年前後には、借金とその返済の証文のために、ユニヴェルシタースの印章も持つ—これは1225年に教皇座の命令でいったん破毀された¹⁷⁾。さらに1222年のホノリウス三世の勅書では、すでに、後年学芸学ファクタルースの核団体として定着するナチオとその長らしい役員も言及されている¹⁸⁾。

しかし、ユニヴェルシタースの確立はいまひとつ、1228～9年のカーニバル事件を経て達成された。このカーニバルの期間中に何人かの学生が飲屋で騒動を起こし、争いは広がり、市民と学生団の大乱闘に発展し、そのとばっちりを受けて罪のない学生数人がパリの総監の兵士に殺害される事態が生じた。教師たちは12世紀末にルイ七世から与えられたという講義停止権¹⁹⁾の行使に踏切り、かつ俗権による学徒特権侵害の救済をパリ司教および教皇使節に訴えた。市民と宮廷の強い反学徒感情を背景にこの救済請求が無視されたため、かれらは続いて、「一月以内に正当な処置が与えられなければ6年間大学を解消し、かつこの期間中に満足のゆく救済が与えられなければ満期になっても帰って来ない」という思い切った策に出た²⁰⁾。かれらはツールーズその他の地へ離散し、そこで教えたり、新たに学校を開設したりした。事態の深刻化を憂えたグレゴリー九世は仲介に乗り出し、断固大学側に立って犯人の処罰をフランス王権に要求した。後者もまたこの大離散による名誉と経済上の損失を知り、これを受け入れた。

2年ほどの離散の後、教師と学生の多くはパリに戻った。そして1231年、グレゴリー九世は *parens scientiarum* と呼ばれる教勅を発し、これによってユニヴェルシタースの地位と権利は確乎として聖認された。パリの学校こそキリスト教徒の信仰と戦いの智の工房であると讃えた後、教皇は次のようなことを確認した。降後チャンセラーは、就任に先立ち、パリの司教が同聖堂参事会の前で、ユニヴェルシタースの代表教師の立合いのもとに、誠実かつ適確な審査に基づき、良心的にライセンスを授与あるいは拒否すると誓約すること。審査の際、神学と教会法の候補者についてはそれらの教師たちに熱心に照会すること。ライセンス授与にあたっては、服従誓約や報酬などを取ってはならないこと。ユニヴェルシタースの自由と規則をそっくり支持すると誓約すること。また教師たちは、秩序維持のために、講義やパチェラーの選定、借家や借料などに関し自ら規則や命令を定め、従わない者には追放をも含む処罰を科する権限を持つこと。不当な侵害に対する訴に十分な救済が与えられないときは講義停止の権を行使できること。学生は被疑者あるいは犯人

13) A, s. 689; B i, pp. 309~310.

14) B i, p. 311.

15) B i, p. 300.

16) A, s. 86 n. 153; B i, pp. 300-301.

17) B i, p. 310 and p. 317.

18) B i, p. 311.

19) B i, p. 291.

20) B i, p. 336.

の場合でも聖職者に準じて扱われるべきこと。チャンセラーの私牢は一切厳禁のこと。学徒の死後財産に関する特典。アリストテレスの自然哲学諸著の当分の間研究禁止、等々。そして教皇は、これらの条々に対する違犯には断固教皇庁の科罰をもって臨むと宣したのであった²¹⁾。

デニフレが大学のマグナカルタと呼んだこの *parens scientiarum* をもって、パリのユニヴェルシタースとパリ司教座の抗争は一段落を告げた。そして、パリのユニヴェルシタースはいまや揺るぎなき社会的權威を獲得していた。それはパリ教会、そしてフランス王権と争って団体権をかちとり、従来の特権を自分たちの団結力の土壌に移し植え、新しい諸特権をも手に入れた。ユニヴェルシタースは自治的な学徒団体として確立されたのであり、一つの社会制度として歴史に完着し、力を振るうようになったのである。

しかし同時に、この抗争の経過のなかで、新生のこの知的集団に対するローマ教皇の庇護がいかに大きな力となっていたかをわれわれは見るのである。まことにラシュドールの言うように、「教皇座は、その初期の歴史を特徴づけるあの誤りなき本能をもって、かれらの将来の味方にくみした……そして、教育を自己の統制下におこうとする地方の聖秩制度の努力に反対した」²²⁾。教皇座のこのような態度は、同じころやはり団体権貫徹のために都市当局と戦っていたポーニアの学生ユニヴェルシタースに対しても示された²³⁾。ドイツとシシリーおよび南イタリアに主権をもち、両版図を接続して旧帝国を再現しようとするホーエンシュタウフェン家。その政策を挫き、括頭する諸王国を制肘しながらイタリアの地を固め、そうして教権を聖俗両界の至高権たらしめてキリスト教王国を地上に実現しようとするインノセント三世以後の諸教皇²⁴⁾。教皇座がこの野心と政策を進める限り、教権による聖職叙任や教会改革とならんでイデオロギーと知的活動の掌握もまた不可欠の要件であった。パリの学校はまさしく、「そこで鉄が採掘され、その地上的脆さが堅固な意志によって硬くされ、そしてそこから信仰の胸甲が、精神の剣が、またキリスト教徒戦士らのその他の甲冑が、理念上の諸力と闘う力を備えて鍛造される」²⁵⁾工房と位置づけられていたのであり、教皇座の断乎たる支持はこの点に必然的な根拠を持っていた。

だが、この事情は一面では、パリのユニヴェルシタースがその勝利の度に深く教皇座の体制内に組みこまれてゆくベクトルとして働いた。教皇座の危懼や俗権との折合いはただちにこの大学に影を落とした。例えば1219年、そこでのローマ法の研究はホノリウス三世によって禁じられ、以後ついに復活することがないのだが、これはローマ法に対する学徒たちの情熱がパリの神学の光を奪うことを怖れた同教皇に²⁶⁾、ローマ法における帝権絶対性を嫌うフランス王フィリップ二世が交渉した結果であるといわれる²⁷⁾。また、1215年には教皇使節クールソン、1231年にはグレゴリー九世によって出された、異端書やアリストテレスの自然哲学諸著の研究や講義に対する禁令なども、教皇座のイデオロギー統制の結果であった。異端の大運動に手を焼いたインノセント三世の異端的研究に対する弾圧はとくに厳しく、多数の学徒が苛酷な刑を受け、焚書なども行なわれた。

このように教皇座の体制に組みこまれることによってその地位を確立したパリのユニヴェルシタースは、間もなく、長く苦しい闘争に入らなければならなかった。ユニヴェルシタースがギルドの利益と統制権を守るために、ドミニコ、フランシスコ両托鉢修道士会所属の教師たちと内部抗争に入ったとき、教皇座は、自分に直属してその手兵として働く修道士たちの側に立ったからである。ユニヴェルシタースは初めて、自分の方だけで、しかも最大のパトロンであった教皇座の圧力に立ち向かわなければならなかったのである。

21) C, pp. 36~39.

22) B i, p. 308.

23) B i, pp. 170~171.

24) この辺の事情については、H.11章参照。

25) C, p. 36.

26) I iii, s. 232; B i, p. 322.

27) J 第8巻, p. 167.

第二章

フランススコ修道会が創立されたのは1209年、ドミニコ修道会の創立は1216年である。俗界を離れて祈りと読書と労働に没入することを目指した在来の諸修道会と異なり、両修道会は無一物で巷の人々の中へ出かけ、托鉢しながらかれらをキリストの単純さの生活と愛へ誘い、あるいはキリストの言葉を正しく説こうとした。そして両者ともその真摯な活動によって広く深く人々の心を把えていった。

11世紀半ばから昂揚してゆく民衆の清貧主義への感情と、レオ九世（在位1049～54）に始まり聖職叙任権闘争において劇的な表現を見た教皇座の教会改革運動は、聖職者の不敬虔、妻帯主義、そして聖職売買を非とし、このような汚れた地位や汚れた生活のうちにある聖職者の秘跡を否定する方向で進んだ。そして、クリューニュー修道院の運動やシトー一会の誕生など、いくつかの修道会改革運動がこうした動きのなかに現われる。しかし、いずれも、当初は厳格な清貧と純粹な宗教生活によって世人の大きな尊敬を得、大発展を遂げながら、やがてその名声と寄進による莫大な富の集積の結果墮落し、衰退への道を辿った²⁸⁾。一方、11～12世紀以降の都市の急速な膨張のなかで、かつて村落に合わせて作られた小教区制をもってしては教化の手の届かない大量の貧民層が都市壁外周に集積され、これらが旧守的な都市司教座に対する不満や牧職者たちの弊風や無学などの影響を受け、異端の一大温床となっていた²⁹⁾。こんな状況のなかでカタリ派やワルド派といった大異端勢力に手を焼き、その根絶のために十字軍をさえ送らなければならなかった（1208）教皇座にとり、先述のように徹底した清貧と敬虔をもって情熱的に何人の中にも入ってゆく托鉢修道士たちは、まさに天与の兵であった。教皇座は両修道会の規則を認証した。また、両修道会とも民主的な組織を發展させ、会を庶民に開き、都市下層に生活する手工業者たちのよき理解者、指導者となって³⁰⁾、よく教皇座の期待にこたえていったのである。

ところで、両托鉢修道会の学究や教育、総じて知的活動に対する関心は、創立者の資性の対称的な違いを反映して、当初は大変異っていた。「裸で裸のキリストに従う」ことを至高の規範とする聖フランシスにとり、知識は物質的所有と同様何らの関心事でもなかった。かれにとっては、従順と無所有と貞潔のうちに小さき者として生きるということ、すなわち「キリスト教信仰とは、直接的な精神的体験と人間相互の間の直接的ふれ合いの問題なのであり、書による学問の問題ではなかった」³¹⁾。一老女の施しの乞いに、無一物のかれは、全兄弟の財産だったたった一冊しかない新約の写しを与えてしまう。今のこの施しの方が聖書を読むことよりはるかに神の喜びだと考えるからであった。これに対し、聖ドミニコは生まれつきの説教者であった。そして、アルビジョ十字軍の間中情熱的に異端の徒の改宗のために教えかつ説教を続けた。そうしたなかで聖職者の無知無学と異端の拡まりの間の深いつながりを痛感したかれは、何よりも説教の能力をもった牧職者の養成を活動の主要な眼目とした。このように、「フランシスは托鉢修道士がわずかばかりでも自分のものとして持たぬことを喜びとし……ドミニコはかれの同行たちのために本をと願った」³²⁾のであった。

異端者の正統への教化、西方キリスト教の伝導を使命としたドミニコ会は、学問と教育をその活動の中心に据えた。同会の修道士たちは自らが説教するために学び、兄弟会員のために神学と、後には学芸学の多くの学校を維持し、在俗者たちにも開放した。1228年、同会の会則は各修院に一人の神学教師を持つことを義務

28) H, pp. 117～127; K, 第3巻, p. 57.

29) L, p. 148; H, p. 150.

30) K第3巻, pp. 78～91; H, p. 150; L, p. 142.

31) D, p. 166.

32) H, pp. 153～154.

づけた。ヨーロッパ中の各管区には管区学校が置かれ、大都市には各管区からよりすぐられた同会の精鋭たちのための学校 *studia generalia* が設置された。そのカリキュラムは世俗の大学のそれと類似し、教師資格も同等程度であったという。「ある視点から言えば……この教団は諸修道院および、ことに管区の学校や中央の学校にばらまかれた一つの大学であった」³³⁾とラシュドールはいう。そして、これらの *studia generalia* はできるだけ教育のある、かつ有力な階層に対して影響力を獲得しようとの狙いから、パリ、ボローニア、オクスフォードのような、ヨーロッパの中心的大学都市に置かれ、そこのユニヴェルシタースそのものが教団の恰好の徴兵基地とみなされさえした³⁴⁾。フランシスコ修道会もほどなく学問と教育を重視しはじめ、ドミニコ会に倣った教育制度を作り上げてゆく³⁵⁾。年若くして入会する者たちがふえるにつれ、かれらに教育と訓練を与えることが必要となったし、海外伝道への情熱もそれを促したのである³⁶⁾。こうして両教団とも、以後、相並んでヨーロッパの知的活動をリードしてゆくようになった。

第三章

ドミニコ会士がパリにやってきたのは1217年であったという。ユニヴェルシタースの教師たちはかれらを温かく迎え入れ、一定のミサと埋葬をしてもらうという条件で、自分たちが権利をもっていたサン・ジャック修道院の敷地をかれらに提供した³⁷⁾。一方、修道会の教師たちも当初は同会の枠内で講義を行っており、両者の間に軋轢はなかった。

この平和な共存に翳がさし始めたのは前出の1229年の大離散の後である。教師や学生たちがパリを退去したとき、ドミニコ会の学校の講師たちはパリに残って授業を続けた。同会は事件とは何の関係もなかったからである。そしてこの離散の続いている間に、そのうちの一人、Roland of Cremona が、当時はまだ在俗者だったユニヴェルシタースの教師 John of Giles のもとでライセンスを取得し、かつそのインクプチオを受けて、その学校をパリの在俗学生たちにも解放した。すなわち、パリのユニヴェルシタースの管下にあった神学講座の一つを手に入れたわけである。次いで—これは教師たちがパリに戻ってきてからのことである—上記の John of Giles が突然ドミニコ会に入会し、これも同会修道院内で従来どりの講義を続けた。これで二つの神学講座がドミニコ会の手落ちた。そして、同会はこの講座の担当教師を自分たちだけで再生産し始めた。John of Giles と前後して、いま一人の在俗教師 Alexander of Hales もフランシスコ修道会に入り、やはりそのまま従来のように講義を続けた。やがて他の諸修道会もこの例にならい、パリのユニヴェルシタースのマスター位や講座を狙い始めた。

やがて在俗の神学教師たちもことの重大さに気付いた。なぜなら、パリの神学の講座数は制限されていたからである。1207年、インノセント三世は、神学の講義の質を保つためとして、それを8講座に限定した³⁸⁾。1250年ころには、その実数は15ほどにふえていたようであるが、そのうち3講座は慣行によって司教座聖堂参事会員が占めていた。そしていま、残りの12講座のうちからすでに三つが両托鉢修道会の手落ち、最後の9講座にも他の修道会の手が伸び始めている。しかもそうだったが最後、修道会はその講座の教師を自家生産し続けて、講座は二度と在俗者の手に戻る見込みはない。13世紀の半ばには、西欧のいくつかの都市で神学

33) B i, p. 371.

34) B i, p. 347.

35) A, s. 720.

36) H, p. 159.

37) A, s. 81; B i, p. 372.

38) C, pp. 25~28.

が講じられるようになっており、とくに両托鉢修道会をはじめ多くの修道会が自分たちの手で神学を教えていたのであり、パリといえども集まる神学学生は決して多くはなかったのである。その学生たちを奪われることは大変な痛手である。また、講座をみざす在俗の神学学生にとっても、講座への道を狭められることは大問題である。まして、各修道会がドミニコ会の例にならって二つの講座を手中にしたら、12の講座はそれだけで塞がり、在俗神学者は永久にパリの講座から締め出されてしまう―「われらの勉学にかくも好ましく、そして、われらのまこと久しきにわたる大きな犠牲によってそのようになったのであるこのパリの町から」³⁹⁾。

在俗の神学徒たちは、修道士がマスター位や世俗の講座の栄を欲するのはかれらの掟であるまっつき謙遜の精神に反する、と言い始めた。多分しばらく軋轢が続いた後、1250年、事態は急激に破局へ動いた。この年インノセント四世は、修道士の場合でも考試の上良心的に適格と判断した分は、たとえかれらが遠慮していてもどんどんライセンスを与えよ、とパリのチャンセラールに命じた。神学者たちのライセンス候補者推薦権は完全に無視された。また、これによってユニヴェルシタースの講座への修道士たちの進出に対抗する防壁も崩れた。バトロンである教皇座のこの態度にユニヴェルシタースも困惑したに違いない。対応策は1251年から52年にずれこんで出された。

対応の原理は自己のギルド規制を強化することであった。すなわち、ユニヴェルシタースは神学の教師たちに次のような団体規則を決議させた。パリに学院を持たず、また法的に一般への教授を禁じられている修道会士には団体加入を認めないし、各会には以後ユニヴェルシタースの講座を一つしか認めない。神学ファクルタース公認の現職教師の学校で講義したことのないバチェラーには講座を許さない。この規則への服従を拒む教師は団体から除名するし、そのようなバチェラーには団体加入を許さない⁴⁰⁾。これは上級ファクルタースでは最初の正規の規則であるといわれる。従来の慣行はどうあれ、タテマエとしてはあくまでも司教座のチャンセラールの専決事項であったライセンス授与権に対抗して、ユニヴェルシタースは加入承認の権とメンバーに対する統制権を明確に前面に押し出したのである。そしてドミニコ会はこの規則に頑強に抵抗した。

こんな状況のなかで、1253年、カーニヴァルの路上でまたしても騒動が発生し、そのなかで学生たちが総監の役人から殺されたり手荒らく投獄されたりする事件が起きた。発端はどうあれ、学徒特権はいたく蹂躪された。全ユニヴェルシタースは抗議と救済要求のために講義停止を決定した。だがドミニコ会の二人およびフランシスコ会の一人の教師はこの決定への服従を拒み、かつこの不服従から予想される宗法罰を免れるためにローマへ訴え出た⁴¹⁾。かれらのこの抵抗で講義停止の実効を奪われたユニヴェルシタースは、1253年4月、最後の布石をとった。すなわち、ユニヴェルシタースは、その規則を誠実に遵守しかつ正当な講義停止の命令に従うことを、総会もしくは該当ファクルタースの三人の代表教師たちの前で予め誓約しない者には団体加入を許さないという規則を、教師全員一致で決定したのである⁴²⁾。これは在俗教師たちの場合には、遅くとも1252年以降は、学芸学でインセプトする際にすでに誓約していたところであり⁴³⁾、はっきりと学芸学でインセプトしない修道士神学教師たちに照準されたものであった。三人の修道士マスターはこれを拒否した。ユニヴェルシタースはかれらの追放に踏み切り、その破門を宣し、かつ管下の学生たちにその聴講を禁じた⁴⁴⁾。

こうして講義停止は実現した。ほどなく王権による救済措置がとられ、この事件そのものは解決した。し

39) C, p. 59.

40) A, s. 37; Bi, p. 377.

41) Bi, p. 378.

42) C, p. 60.

43) Bi, p. 328.

44) Bi, p. 378.

かし、事件を機としてユニヴェルシタースと托鉢修道団の抗争は深刻化した。ユニヴェルシタースは托鉢修道会教師を危険な、「懐のなかの蠅」⁴⁵⁾と見た。かれらが別個の誓約を立てて修道会に所属しているという事情は斟酌しよう。だが、だからといってユニヴェルシタースが団結と大きな努力、犠牲の上に築き上げた特権や名誉や利益は享受しながら、団体規制は平然と拒絶する態度は放置できない。それはギルドの自治と生存を根底から脅かすものである。ユニヴェルシタースは三人の復帰を許さなかった。

一方、修道士たちはただちに教皇座に手を打ち、かれらの即時無条件復帰と、教皇庁裁決までの間不利な規則一切の停止とを命ずる教勅を手に入れた。そして、この教勅の実施を最終的に委ねられたパリの聖堂参事会は、宿年の鬱憤をはらすかのような処置をとった。参事会はただちに、ユニヴェルシタース側から事情聴取もせず弁明も許さず、それこそ一切の訴訟手続きを無視して、いきなりすべての教師と聴講者に「当分の間講義停止」の決定を下し、しかもそれをある日曜日パリの諸教区教会で、平信徒たちの居合わせるなかで申し渡したのである。ユニヴェルシタースは当然これを無視した。

追放教師を聴講してはならないと新入学生に布告に行った学僕、ついでレークトルが修道院の学校で袋叩きや檻禁に遭った10月学期初めの事件。修道会側が行った分裂策動とユニヴェルシタース側の圧迫。フランシスコ会教師の和解⁴⁶⁾。こんな経過のなかで1254年2月、ユニヴェルシタースはキリスト教圏の高位聖職者と学徒たちに一書簡を送った⁴⁷⁾。この抗争の経過と事情を自分たちの立場から説明したものであり、おそらく在俗聖職者たちの支援をとりつけて有利な教皇裁決を引き出そうと狙ったのであろう。実際、托鉢修道士たちの有能かつ熱心な司牧活動は教区の在俗聖職者たちとの間で軋轢を起こしており⁴⁸⁾、在俗者に同情的な態度を持ち続けていたインノセント四世も、この年の末には、説教、告解聴聞、死者埋葬についての特典を托鉢修道士から引き上げる勅書を出すのである⁴⁹⁾。

しかし、同年末のアレクサンダー四世の登位をもって事態はユニヴェルシタースに暗転した。布教と托鉢修道会庇護の熱心さで有名なこの教皇は翌1255年4月に勅書 *quasi lignum vitae* を発し、ほぼ全面的に托鉢修道会に有利な裁定を下した。修道会教師の追放は無効とされ、ライセンス授与権は1250年のままに追認され、講義停止の決定はすべてのファクルタースでの三分の二以上の票決が必要とされた⁵⁰⁾。二人のドミニコ会教師に対するユニヴェルシタースの破門宣告は教皇権によって破棄され、その上かれら二人の完全な受け入れが命ぜられた。ユニヴェルシタースは抵抗した。当然であった。この教勅はユニヴェルシタースが長年にわたって戦いとしてきたギルド自治権を人事、運営、統制などの各面において踏みにじり、ユニヴェルシタースをあからさまに教皇の奴婢のように扱っていた。アレクサンダー四世のこの態度は傲慢かつ独善的な時代錯誤以外の何物でもなかった。それに、神学ファクルタースの15講座のうち三分の一以上がすでに諸修道会の手に残っていたのであり、この裁定の忍受は講義停止権の放棄と同じであった。

一方、この不服従の結果出される破門処分をかわすため、教師たちはユニヴェルシタースそのものの解散を決定し、この年の10月教皇に書を呈して、解散と旧来一切の特権や特免の放棄を正式に言明した。四ナチオの連合の行為とし、各々の印章を捺してである⁵¹⁾。おそらく、当時すでに確乎たる力を扶殖していたこの民族団を核として、団体をすりかえ再編しようとしたものであろう。だが教皇は、ユニヴェルシタースとは「どの団体あるいは会に属しているかを問わず、パリに滞在しているすべての教師および学生たち」⁵²⁾のこ

45) C, p. 63.

46) Bi, p. 383 n. 4; なお、ユニヴェルシタースの慣行や規則に対するフランシスコ派の一般的態度に関しては p. 372 n. 1 参照。

47) C, pp. 56~64, 第三章のこれまでの記述はこの書をもとに構成したものである。

48) H, p. 156.

49) Bi, p. 383.

50) Bi, p. 383.

51) A, s. 105; Bi, p. 384.

52) Bi, pp. 384~385 n. 2.

とだと答え、12月、ユニヴェルシタースは上記勅書の執行を委ねられていたオルレアンおよびオークレの両司教により一括破門された。

誕生以来初めて、ユニヴェルシタースはいかなる権威の庇護もない、独力での闘争に入った。それも、教皇座と王室の手厚い保護と支助のもとにある敵とである。破門のもとでの闘争の武器はかれらに対する徹底的なボイコットであった。学生生徒たちは理由の如何を問わず、修道院、修道士、その講席への接近接触を厳禁された⁵³⁾。在俗聖職者たちや、その生活が大学の繁栄に結びついていた都市民衆も側面からこれを支援した。托鉢修道士たちは町のなかで罵声、威圧、暴行、いびりの的となった⁵⁴⁾。事態を抑えこむために教勅 *quasi lignum vitae* の実現と違犯者の徹底的処罰を命じる教書が頻般に出されたが、それも委託された在俗聖職者たちのひそかなサボタージュでほとんど効果がなかった⁵⁵⁾。

ついに1256年末、パリの両チャンセラー⁵⁶⁾は *quasi lignum vitae* を受けいれぬ候補者にライセンスを与えることを禁じられた。大きな犠牲を払ってのパリ遊学から意義の大半を奪うこの手段は、学生にとり大痛手であった。ユニヴェルシタースの抵抗はこのころから徐々に崩れていった。托鉢修道士への嫌がらせは陰湿な形をとって続けられたが、1258年には一応の結着がついたと見られた⁵⁷⁾。

こうしてアレクサンダー四世の強硬な方針は貫かれ、托鉢修道士たちは一応勝利した。そしてこの勝利は、事件の遠因となった在俗神学と修道会神学の勢力争い—これが講座配分闘争の底にあった—という視点だけから見れば、当然の帰趨でもあった。フランシスコ会では聖ボナヴェントゥラが1218年から、ドミニコ会では聖トマスが1252年からパリで神学の教壇に立ち、その神学はすでに完全に在俗神学から光を奪っていたのである。かれらはもはや在俗学徒団体に依り頼む必要もなく、自分たちの学院で、独立の、栄誉あるインケプチオを行なうようになっていた。在俗者学徒の間にもその神学を聴講したいという希望は大きかったのであり、1255年には、在俗教師たちも、ユニヴェルシタースから出てゆきさえすれば、修道士がどれだけ学校を開き、またそれを在俗者に開放しようと文句はないのだと言わざるを得なかったのである⁵⁸⁾。実際、教団のエネルギーを挙げて教育に集中している観さえある1259年の、学問に関するドミニコ会の規則を一読するとき、人はこの結末に得心するであろう。因みに、この規則において、ドミニコ会は、同会自身の学芸学校の設立をも諸管区に命じている。

だが、この抗争はユニヴェルシタースのギルド統制権の根幹に喰いこんでおり、単に学問上の優劣で決着のつくものではなかった。托鉢修道会の勝利も東の間のものであり、パトロン、アレクサンダー四世の死とともに大きく後退した。1261年夏に登位したパリ出身の教会法学者ウルバヌス四世はユニヴェルシタースの特権を回復し、これを保護する政策を復活した。ユニヴェルシタースは勢力を盛り返し、そのような情勢のなかでこの抗争は最後の收拾をみた。資料の欠除のために断言は避けながらも、ラシュドールは、修道士たちは後年見られる制限のほとんどに、このときすでに服したに違いないと推論し、その結局の概要を次のようにまとめている⁵⁹⁾。

1. ユニヴェルシタースは修道士教師を受け入れるが、学芸学ファクルタースは修道士を教師としても学生としても加入させない。
2. 総会出席権をもつ現職のドクトルは各教団一名—ドミニコ会は2名—に制限された。
3. 教団所属者は教団の教師を、在俗者は在俗教師を受講し、そのもとでインセプトする慣行が形成され、

53) B i, p. 389.

54) B i, pp. 389~390.

55) B i, p. 390.

56) 1255年に St. Genevieve 修道院にもチャンセラーがおかれたのである。

57) B i, p. 392.

58) B i, p. 385.

59) B i, pp. 392~393.

在俗教師たちの価値ある特権は守られた。

それからほぼ半世紀を経た 1318 年、学芸学ファクultasによる集権化で力を扶植したユニヴェルシタースは、托鉢修道士たちからも規則への服従の誓約を取るにいたった⁶⁰⁾。

托鉢修道士とのこの抗争は、パリ大学のその後の発展にとっていろいろな面で重大な影響をもった。教皇座との関係や、カレッジの発達など。とりわけ、ユニヴェルシタースの組織の発展に対する影響は顕著であった。すなわち、これを機としてユニヴェルシタースの統轄権を学芸学部が名実ともに掌握する状況が進行し、またユニヴェルシタース内部に学部への結集が強まり、ユニヴェルシタースはこれら学部の結合体という在りかたをはっきりさせてゆくようになる。次章においてはこの組織上の動きを考えてみたい。

第 四 章

第一章で述べたように、パリのユニヴェルシタースは、チャンセラーからライセンスを受けた教師たちが、ひとしく教授を職としているという事実を機縁として、互助親睦的に発展させた団体であった。そこでは、教授する教科の違いは第二義的なことであった。だが、こうして包括的な団体が成立すると、それが同じ学問分野で教える者たちの集団化を促すのは自然の傾向であった。ことに、後述するような事情から、学芸学の教師たちは独自の集団重心を持っていた。チャンセラーとのライセンスをめぐる抗争はこの集団化の傾向をいっそう助長した。けだし、候補者の推薦権は各学問分野ごとのものとして主張されるほかなかったし、また実際そのようなかたちで教皇裁定も出されたからである。続いて、クールソンによる学則やグレゴリー九世の教勅 *parens scientiarum* と、教師たちを学問分野別に規定する規則や教勅が出る。13 世紀の 10 年代末には、こんな共通の学問分野は *facultas* と呼ばれるようになっていた⁶¹⁾。

1253 年の騒動をはさむ対托鉢修道士抗争はこの趨勢を急速に成熟させた。この抗争は本質的にはユニヴェルシタースのギルド統制権貫徹のための争いであったが、その焦点は在俗学徒らの神学講座防衛であった。このため、ユニヴェルシタース全体の結集が進められたと同時に、神学者たちも否応なく自己結束とその明確な団体意思の表示へ駆り立てられた。1252 年にかれらが打ち出した修道会教師に講座を制限する規則がそれである。神学ファクultasの教師たちのこの動きは聯動的に他の学問分野の教師たちの団体化を惹き起こしたと考えられる。成員全教師に規則遵守の宣誓を命じた 1253 年の決議が、その宣誓を「教師たちの総会でか、あるいは少なくとも、このために特に選ばれた自分のファクultasの三人の教師の前で」⁶²⁾と命じているように、このころからファクultasを下部単位として機能させるようなユニヴェルシタースの動きが顕著になってくる。1254 年にはユニヴェルシタースの文書に、「神学のマスターたちのファクultasのなか」⁶³⁾という表現が見られるし、1255 年の *quasi lignum vitae* のなかでは、講義停止の決定は各ファクultasの教師の三分の二以上の票決が必要とされている。明らかに、このころまでに、各学問分野の教師たちはそれぞれ、従来と違った受けとめ方の自律的な集団=学部へと形成されていたのであり、*facultas* という語もこの集団を意味して用いられるようになっていたのである⁶⁴⁾。

しかし、このことはユニヴェルシタースの分解傾向とか団体規制の弱化を意味するものではなかった。まっ

60) B i, p. 393.

61) A, s. 71.

62) A, s. 73.

63) C, p. 59.

64) A, s. 72.

たく逆に、ユニヴェルシタースの結束は強まり、その権限集中は進んでいた。例えば、1253年の決議はインケプチオに先立つ規則遵守宣誓という重大事を全ユニヴェルシタースの名で、すべてのファクルタースのすべての教師に義務づけている。また、ファクルタースの問題や決定を全体のもので受けとめて、全体で対応する姿勢の強まりも闘争の全経過のうちに看取される。この姿勢は、従来の慣行に背馳し、他のファクルタースへの介入と見られるまでに強まるのであって、1259年9月にアレクサンダー九世がパリ司教に宛てた書簡からもそれが窺われる。そのなかで教皇は同司教に、「神学ファクルタースでインセプトする討論者やライセンス候補者たちのことに関して」学芸学のマスターたちが口を挟むことを破門をもって禁じるように命じ、以前にはこんな慣行はなかったし、「こんな、自分たちに関係のないことから」離れている方が望ましいのだと述べている⁶⁵⁾。だが、実際、このような結束と権限集中なくしては、聖俗両権に守られた托鉢修道団と闘えるはずはなかった。

このように、一方でファクルタースへの凝集が、他方ではユニヴェルシタースへのそれらの結合が強まってゆくのは、ユニヴェルシタースの構造からも必然的であった。ユニヴェルシタースの闘争の武器は、外部に対しては講義停止、離散、暴力であり、内部に対しては追放、権利停止、ボイコット、暴力等であって、いずれもその成否は学生の動向、かれらの掌握にかかっていた。そして、この学生の圧倒的部分は学芸学ファクルタースに属し、そこの教師たちの統轄下にあったのである。闘争資金もそうであったが、間違いなくユニヴェルシタースの戦力は90%以上学芸学ファクルタースが担っていた。おそらく紛争の生ずる度に、ユニヴェルシタース内での学芸学徒たちの発言力は強まった。まして、対托鉢修道士抗争のように一切の権力から孤立した、それどころかそれらと対立しての戦いにあつては、学芸学ファクルタースとの結帯は不可避であった。しかし一方、学問的には予備課程とみられ、従来つねに下位の集団として扱ってきたこの学芸学ファクルタースとの結帯にあたり、上級ファクルタース、ことに神学の教師たちは、強力な学芸学徒たちの介入をできるだけ防止したかったに違いない。一面からいえば、ファクルタースへの求心は、かれらの、自分たちの権威と地位と自治を守りたいという心情から生じたとも見えるのである。このことは、この抗争以後に学芸学ファクルタースがユニヴェルシタースの統轄権を掌握してゆく歩みと、それに対する上級諸ファクルタースの対応からも実感される。

実際、この抗争を機として、学芸学ファクルタースの地歩の高まりは著しい。1279年、その長レークトルはユニヴェルシタース総会の召集権者の地位をかちとって実質的にユニヴェルシタースの首席者となり⁶⁶⁾、1341年には最後まで抗争を続けてきた神学ファクルタースを屈服させて、名実ともにユニヴェルシタースの長となる。その間の事情を見よう。

学芸学は上級諸学学究のための予備課程にすぎない、だからそこでのライセンスを得ているにすぎないマスターたちは、上級諸学に対する立場からいえば、まだ修学途上者にすぎず、同時に学生でもある。これが中世の大学教育の基本的な考え方であり⁶⁷⁾、実際かれらの多くは上級ファクルタースの学生だった⁶⁸⁾。そして、この事情こそが学問的地位の低い学芸学ファクルタースが大学の支配者にのし上がるというパラドクスの秘密であった。まず、大部分の学生が学芸学どまりであった関係もあり、学芸学の教師の数は大きかった。14世紀中頃の数から推して⁶⁹⁾、かれらはユニヴェルシタースの教師総数の80~90%を占めていた。第二に、員数の大きなかれらは四つの民族別集団を形成して全員これに分属し、強固に団結するとともに、その集団を通じて学芸学および上級のファクルタースの学生をもがっちり掌握し得た。第三に、以上のような事情からして、ユニヴェルシタースの財政力は決定的にかれらが握っていた。すでにチャンセラーとの闘争や市民

65) A, s. 76.

66) A, s. 120; B i, p. 328.

67) A, ss. 97~98.

68) A, s. 68; B i, p. 304.

69) A, ss. 123~124.

との紛優のときから、ユニヴェルシタースの闘争はほとんどかれらの資金調達力に頼っていた。

第四の、これら三つに劣らず重要な理由は、上級ファクルタースが学生に関して起こる問題や、かれらの掌握あるいは利用を、上記のような事情をもつ学芸学教師たちに任せきりにしたことである。たしかに、市民との間で、また自分たち同志の間で絶えず争いを起こし、大事件を誘発するのは年若く向う見ずな学芸学の学生たちであったし、その管理者は学芸学の教師たちであった。だからかれらは、事を起こして投獄された学生の貰い下げに駆けずり廻り、学徒特権が蹂躪されれば抗議行動を組織し、訴訟が起これば資金を調達し、人を派し、指揮をとった。しかし、対修士抗争の場合は在俗神学教師たちの利害も大きな焦点だったはずである。それなのに、学生への布告という理由で、一触即発の緊張のなかを修士教師の学校に受講禁止を触れに行き、袋叩きや拘禁に遭ったのはやはり学芸学の教師や学僕たちだけであった。学内のこんな問題をかれらに取りしきらせておくことは、上級ファクルタースの教師たちからすれば大変便利なことだったに違いない。

ユニヴェルシタースが、托鉢修士との抗争を契機に、従来見られなかったほどの結合状態に入ったとき、上記の事情が学芸学徒たちのヘゲモニー獲得に有利に機能した。

学芸学ファクルタースによるユニヴェルシタースの統轄権掌握は非常におもしろい形で進められた。先に触れたように、学芸学ファクルタースの所属者、すなわち、現職および非現職のマスターたちと学芸学学生たちはすべて⁷⁰⁾、13世紀も早いころに、ナチオと呼ばれる四つの出身別民族集団に分属するようになっていた。これらナチオは1231年までには法的認知を得ていた模様であり⁷¹⁾、1244年の一文書では、それぞれ *procurator* と呼ばれる長を持ち、また全体として *rector* と呼ばれる一人の長を持っていたことが確認される⁷²⁾。さらに1249年に、このレークトルは各ナチオのプロクターたちによって選出されるようになっていた⁷³⁾。学芸学ファクルタースが人的に四つのナチオ全体と完全に重合しており、しかも、その現職の教師だけがその統轄運営に当たった事情から⁷⁴⁾、レークトルはやがて学芸学ファクルタースの長として機能しかつ認知されるようになった。そして、多分、ユニヴェルシタースのなかで果たす執行上の役割の重大さからであろう、かれは、1255年にはすべてのファクルタースの在俗教師から「われらのユニヴェルシタースのレークトル」と呼ばれ、また1259年には教皇から全ユニヴェルシタース名義での負債の支払い執行を命じられている⁷⁵⁾。

さて、1252年までに、学芸学ファクルタースはそこでマスター位を受ける者たちから、かれらがライセンス申請の前に行なうよう義務づけられていた討論審査—*determinatio* と呼ばれた—に際し、前もって、同ファクルタースで教鞭を執る間はレークトルに服従するという誓約をとるようになっていた。ほどなく—1256かそれ以前に—この「学芸学ファクルタースで教授している間は」という限定条項は削除され、さらに1280年ころには、「汝らがこのファクルタースの誠実な慣行と全ユニヴェルシタースの諸特権を、汝らがいかなる地位につくことになろうとも擁護する」⁷⁶⁾と、レークトルに握手誓約するようになる。中世には誓約の違反、

70) ナチオが教師だけの集団か、それとも学芸学の学生までも含めた集団かについて、Denifle と Rashdall の見解は異なる。前者は混成学徒集団だとし (A, s. 97)、後者は学芸学の教師のみの集団だとする。この点については、Bi, p. 318 n. 3 参照。ただし、Denifle の場合も、学生はナチオの管理運営に参加できなかったとしているし、Rashdall の場合でも、学生はナチオの管轄下におかれているのであって、実際上はさして大きな違いはない。

71) Bi, p. 315.

72) A, s. 114; Bi, p. 314.

73) A, s. 119; Bi, p. 314.

74) A, ss. 102~103.

75) Bi, p. 316, p. 327, and p. 328.

76) Bi, p. 228; C, p. 105.

すなわち偽誓は死罪に値いし、その免消権は教皇にのみあった。したがってラシュドールの言うように、誓約のこの巧妙な変化は学芸学徒のユニヴェルシタース支配を決定的なものとした⁷⁷⁾。パリの上級ファクタルタースの教師はほとんどその学芸学ファクタルタースでインセプトしたからである。かれらは上級ファクタルタースの教師になった後もこの誓約に緊縛されたのである。

対修道士抗争の余燼が消えてゆくにつれ、上級ファクタルタースは屈辱と痛悔の思いを深くしていったに違いない。下位の学芸学ファクタルタースが、そして後輩にすぎず、いわば職人身分にすぎないその教師たちがユニヴェルシタースの支配実権を握っていたのである。自分たちの地位と独立を守ろうとする上級ファクタルタースの動きが1260年代の半ば以降強まる。1265年には神学の、1267年には教会法と医学のファクタルタースの長となる decanus たちのことが現われる⁷⁸⁾。このような一人の長の出現は団体の権限集中が進み、より結合度の高い団体になったことを示す⁷⁹⁾。そして1270年には、教会法と医学の両ファクタルタースがそれぞれ自分の団体印章を獲得した。これまた団体の社会的法的認知の重大な指標であった。

だが、このような動きにもかかわらず、学芸学ファクタルタースのユニヴェルシタース支配は進行した。1279年には教会法および医学の、1283年には神学のファクタルタースが、レークトルには上級ファクタルタースに総会出席を命じる権限はないといい争うが、どちらの場合にもレークトルの召集権主張が貫徹され、教皇座もこれを確認してしまう。1289年の大学の文書ではレークトルの名が頭首に、上級各ファクタルタースのデカーヌスたちはその後記されるようになる⁸⁰⁾。これはレークトルがユニヴェルシタース内で最高の執行機関であり、かつ権威序列においても第一等の者であることの事実上の認知にほかならない。しかも、レークトルは形式的には依然学芸学ファクタルタースの長にすぎず、その教師たちだけが選んだ。つまり、上級ファクタルタースは事実上学芸学ファクタルタースの支配下におち、このような形でユニヴェルシタースの統轄権の一元化は達成されたのであった。

もちろん、上級ファクタルタース、ことに神学者たちの抵抗はそれ以後も続いた。だが、「汝らがいかなる地位につくことになろうとも」と加えられた学芸学ファクタルタースの誓約の呪縛はかれらをかんじ搦めにしていった。次の世紀の41年、学芸学徒たちは抵抗する神学のデカーヌスをこの誓約に基づいて団体から追放してしまい、神学ファクタルタースを総会へ召集するレークトルの権限と召集形式をも誓約によって確定してしまった⁸¹⁾。ついで1347年には、レークトルは教会における上席権をも、大司教でありかつ教皇使節でもあった、時の神学のデカーヌスから奪ってしまう。さらに1358年、「ユニヴェルシタースのレークトルおよび教師たち」と名宛した、明らかにレークトルをユニヴェルシタースの首席者として呼びかけている教勅をもちとる⁸²⁾。すでにレークトルはパリの大学の完全な長であった。

77) Bi, p. 329.

78) Bi, p. 326.

79) A, s. 128; Bi, p. 163.

80) A, s. 121; Bi, p. 327.

81) Bi, p. 403.

82) Bi, p. 403.

引用および参考文献

(引用および註記に際しては、頭書のアルファベット字母をその書の略号とする)

- A.....H. Denifle, Die Entstehung der Universitäten des Mittelalters bis 1400. (Berlin 1885, photomechanischer Nachdruck der Akademischen Druck- u. Verlagsanstalt Graz, 1956)
- B.....H. Rashdall, The Universities of Europe in the Middle Ages, 3 vols., 2nd ed., F. M. Powicke and Emden. (Oxford, 1936)
- C.....L. Thorndike, University Records and Life in the Middle Ages. (Octagon Books, 1971)
- D.....H. B. Parkes, The Divine Order. (Alfred. A. Knopf, 1969)
- E.....S. J. Daly, The Medieval University. (Sheed and Ward-New York, 1961)
- F.....C. E. Mallet, A History of the University of Oxford. 3 vols, (London, 1924, reprinted, 1968)
- G.....A. B. Cobban, The Medieval Universities. (Methuen, 1975)
- H.....M. Deansely, A History of the Medieval Church 590-1500. (Methuen, 1925. u. p., 1968)
- I.....C. Meiners, Entstehung und Entwicklung der hohen Schulen. 4Bde. (Göttingen, 1802-1805. reprinted, 1973)
- J.....世界の歴史, 17 卷 (筑摩書房, 1968)
- K.....ヨーロッパ・キリスト教史, 5 卷 (中央出版社, 1971)
- L.....H. ピレンヌ著, 佐々木克己訳, 中世都市, (創文社, 1970)
- M.....D. ウェーリー著, 森田鉄郎訳, イタリアの都市国家, (平凡社, 1971)
- N.....G. デュビイ著, 前川貞次郎訳, フランス文化史 I, (人文書院, 1969)